

こと、既くる無からん。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆二十九年十一月二十五日

注*本文書は〔四八〇三〕の奏の写しである。ほぼ同内容の礼部への咨が〔四八一二〕である。

2-48-20

国王尚穆より福建布政使司あて、琉球難民与那嶺等の船隻の行方を探問するむねの咨

(乾隆二十九《一七六四》、十一、二十五)

琉球国中山王尚(穆)、難民の船隻を探問する事の為にす。

照得するに、本国の難民与那嶺等二十三人、船一隻に坐し、風を被りて浙省に飄入し、転護して閩に來たり、各位の撫恤を蒙りて修船す。業に本年七月内に接貢船隻に随いて一同に遣発して返棹せしむ。該接貢船、已に本年七月二十二日に還国するも、其の難民与那嶺等の船隻は今に至るも尚お未だ歸るを見ず。恐るらくは、或いは本国の属島に飄入するや、抑も或いは風に阻まれて閩地にあるやも、亦た未だ定むべからず。伏して祈るらくは、貴司、皇上の遠人を撫綏するの至意を仰体し、代りて査訪を為さんことを。若し或いは閩省に阻滞すれば、仍りて早やかに還国することを賜わらんことを乞うこと、望み切なり。此れが為に備さに貴司

に咨す。煩為わくは查照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆二十九年十一月二十五日

2-48-21

国王尚穆の、進貢のため耳目官向廷器等を派遣するむねの符文(乾隆二十九《一七六四》、十一、二十五)

琉球国中山王尚(穆)、進貢の事の為にす。

照得するに、本爵は世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一貢を欽遵せしこと案に在り。茲に乾隆二十九年進貢の期に当たれば、特に耳目官向廷器・正議大夫鄭秉和・都通事阮超叙等を遣わし、表咨を齎捧し、海船二隻に坐駕し、官伴・水梢共に二百を過ぎざるの員名を率領し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運し、両船に分載す。一船は礼字第八十七号にして、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、一船は礼字第八十八号にして、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴きて聖禧を叩祝せんとす。所有の差去せる員役は、文憑無ければ、各

処の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に符文を給発すべし。

今、王府、札字第八十六号の半印勘合の符文を給し、都通事阮超叙等に附して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨の官軍の驗実に遇えば、即便に放行して留難して遅慢するを得る母かれ。須らく符文に至るべき者なり。

計開、京に赴く

正使耳目官一員 向廷器

人伴一十二名

副使正議大夫一員 鄭秉和

人伴一十二名

都通事一員 阮超叙

人伴七名

在船都通事二員 ⁽¹⁾程容光

人伴八名

在船使者四員 向俊

⁽²⁾向宣烈

人伴一十六名

存留通事一員 金文雄

⁽³⁾向全勲

人伴六名

在船通事一員 梁国琬 ⁽⁴⁾

人伴四名

管船火長・直庫四名 毛元龍 馬永烈
阮民儀 安能慮

水梢共に二百十九名

右の符文は、都通事阮超叙等に付し、此れを准す

乾隆二十九年十一月二十五日 給す

注(1) 程容光 康熙五十四〜乾隆五十二(一七二五〜八七)。久米村程

氏(名護家) 八世。名護親雲上。雍正十三年に名護間切惣地頭

となる。乾隆二十九年中議大夫、四十五年正議大夫、乾隆二十九年に在船都通事、四十二年にも接貢都通事として中国に赴いている。乾隆四十一年には久米村長史、五十一年に紫金大夫に陞る(『家譜(二)』五六一頁)。

(2) 向宣烈 『宝案』では他に乾隆三十七年の在船使者として名がみえる。

(3) 向全勲 曾謨の家譜に乾隆三十六年の才府喜久山親雲上として名がみえる(『家譜(二)』四〇〇頁)が、同一か。

(4) 梁国琬 外間通事親雲上(林日新の譜、『家譜(二)』九二七頁)。「宝案」では他に乾隆三十八年、四十六年の在船都通事として名がみえる。

2-48-22

国王尚穆の、進貢のため耳目官向廷器等を派遣するむねの執照(頭号船)(乾隆二十九『一七六四』、十一、二十五)

琉球国中山王尚(穆)、進貢の事の為にす。

照得するに、本爵は世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一次を欽遵せしこと、案に在り。茲に乾隆二十九年の貢期に当たれば、特に耳目官向廷器・正議大夫鄭秉和・都通事阮超叙等を遣わし、表咨を齎捧し、海船二隻に坐駕し、官伴・水梢共に二百を過ぎざるの員名を率領し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運し、両船に分載す。一船は礼